

志木市役所庁舎内昼食販売事業者募集要項

志木市役所1階市民ホール脇で弁当等を販売する事業者を募集します。応募される方は、この募集要項を確認のうえ、お申し込みください。

1 目的

市役所周辺には飲食店が少ないことから、職員又は、来庁者の利便性向上を目的として、弁当、おにぎり、パン等を販売する事業者を募集するものです。

※グラントテラスで販売しているキッチンカーの募集ではありませんのでご注意ください。

2 内容

(1) 所在地

志木市中宗岡一丁目1番1号

(2) 販売場所

志木市役所1階市民ホール脇（別記1）

(3) 販売スペース

長机（間口180cm×奥行75×高さ74cm）1事業者1脚分

※庁舎備品使用可能

(4) 販売事業者数

1日4事業者（応募者多数の場合は、曜日固定制にて実施）

(5) 販売期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（市役所開庁日のみ）

(6) 販売時間

午前11時30分から午後1時30分まで（準備及び片付けを含む）

(7) 販売場所使用料

無料

3 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 志木市内で飲食業（弁当販売、食堂、レストラン、喫茶店、テイクアウト・配達飲食サービス、カフェ、バー等）を営んでいること。

(2) 志木市税等、税金の滞納がないこと。

(3) 食品衛生法に基づく店舗の営業許可、その他、弁当等の販売にあたり、法令により必要となる許可、資格等を有すること。

(4) 損害保険に加入しており、食中毒の事故等が発生した場合に対応できること。

(5) 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律の対象となる営業を行う事業者

でないこと。

- (6) 志木市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員密接関係者でないこと。

4 応募申込手続

(1) 応募方法

①郵送申込み

簡易書留郵便等で、必要書類を以下の送付先に送付してください。

【受付期間】令和7年1月6日（月）から2月28日（金）まで

※令和7年2月28日（金）当日の消印有効

【送付先】〒353-8501 志木市中宗岡一丁目1番1号

志木市 行政管理課 文書統計・発注管財グループ 宛

②持参申込み

必要書類を以下の提出先に持参してください。

【受付期間】令和7年1月6日（月）から2月28日（金）まで

※市役所開庁日の午前9時から午後5時まで

【提出先】志木市役所3階 行政管理課文書統計・発注管財グループ

(2) 必要書類

①志木市役所庁舎内昼食販売申込書（別記2）

②市税の完納証明書（原本）

※3ヶ月以内に発行されたもの。

※収納管理課（市役所2階）、総合窓口課（市役所1階）、市民サービスステーション及び柳瀬川駅前出張所で発行しています。

③食品衛生法に基づく店舗の営業許可書の写し

④損害保険加入に係る保険証書等の写し

5 販売事業者の決定等

(1) 応募書類の確認

提出された応募書類の確認を行い、条件を満たしている者を販売予定事業者の対象とします。ただし、応募が多数の場合は抽選等で調整する場合があります。

なお、次のいずれかに該当する申込みは、無効とします。

①応募資格のない者によるもの

②指定の日時まで提出がなかったもの

③記載内容に不備があるもの

(2) 販売予定事業者の決定及び公表

販売予定事業者の決定は、令和7年3月上旬頃を予定しています。志木市役所庁舎

内昼食販売可否決定通知書（別記3）にて結果を通知します。また、本市ホームページに販売予定事業者名を掲載します。

6 販売事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、販売事業者としての決定を取消すとともに、取消によって事業者に損害が生じる場合であっても、志木市はその責めを負わないものとします。

- (1) 正当な理由なく指定する期日までに手続きに応じない等、志木市の指示に従わなかった場合
- (2) 募集要項の各条件等に違反した場合
- (3) 食中毒等の発生により販売事業者が営業停止等の行政処分を受けた場合
- (4) その他本事業の事業者として不適切と認められる場合

7 販売条件

- (1) 販売できる商品は、弁当、おにぎり、パン、ペットボトル飲料及びその場で調理をしない食品に限ります。また、販売スペースでの食品の製造、つぎ分け、加熱等の加工を伴う調理を行うことはできません。
- (2) 食品については、個包装した物のみを販売してください。
- (3) 販売スペースは、使用の前後に清掃及び消毒を行ってください。なお、清掃及び消毒に係る清掃用具は事業者で用意してください。
- (4) 販売に関する費用は、すべて事業者負担とします。
- (5) 販売に関する電気、ガス、水道は提供しません。
- (6) 食品衛生法に基づく必要な許可・届出や食品表示法に基づく表示については、事前に保健所へ問い合わせの上、各自で必要な手続きや確認を行ってください。
- (7) 販売時間中は販売員が常駐するとともに、販売に伴う金銭の授受等については各事業者で対応してください。（志木市では一切の責任を負いません。）
- (8) 販売する弁当等に関するトラブルについては、事業者の責任において対応してください。
- (9) 食後の空き容器等の回収は、販売場所に回収ボックス等を設置し、販売した日の午後1時までには回収してください。（午後1時までには回収が間に合わないものは除きます。）
※完売した場合においても、午後1時までは食後の空き容器等の回収を行ってください。

※市職員は、購入した物の空容器は販売場所に返却するルールとしています。

8 遵守事項

- (1) 販売時は、販売スペースに行政管理課発行の志木市役所昼食販売許可証（別記4）

を机上に設置してください。

(2) 節度ある接遇及び行動に心がけてください。

(3) 搬出入時は、市役所駐車場に駐車して構いませんが、市役所利用者や他の車両の妨げとならないように配慮してください。

(4) 共有物は適正に管理してください。

9 その他

(1) 応募多数の場合は、販売日（曜日）を割り振ります。

(2) 販売内容について、事業者間で重複する可能性もあります。

(3) 事業者の都合により、販売をお休みする場合は、あらかじめ行政管理課まで連絡してください。

(4) 事業者の都合により、販売期間の途中で販売を辞退する場合は、1か月前までに行政管理課まで連絡してください。

(5) 災害時や市の都合により、販売を中止又は販売場所を変更する場合があります。

(6) 志木市は、特定の事業者への販売を促進する対応は行いません。

(7) 本募集要項に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、決定することとします。

10 問い合わせ先

〒353-8501 志木市中宗岡一丁目1番1号

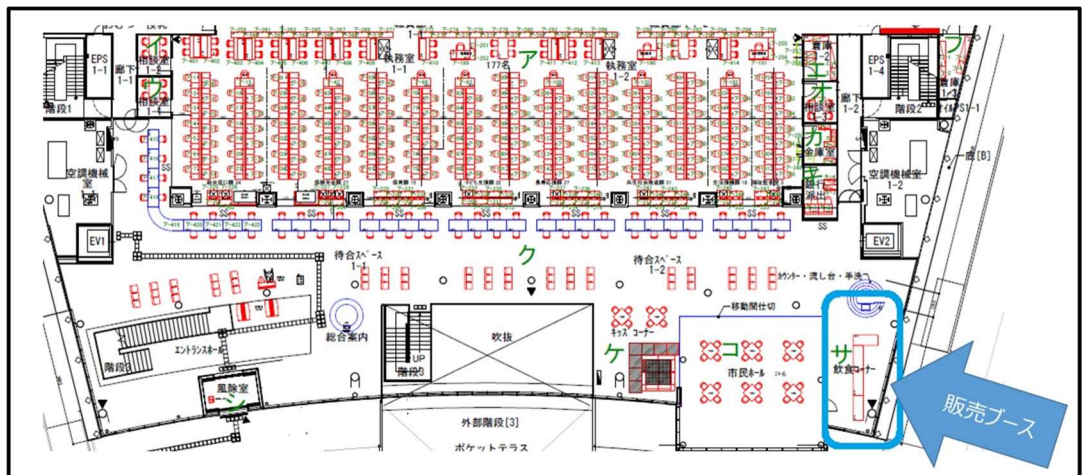
志木市総合行政部行政管理課 文書統計・発注管財グループ（市役所3階）

電話：048-473-1112（直通）

FAX：048-474-4384

メール：gyouseikanri@city.shiki.lg.jp

(別記1) 販売場所（1階市民ホール脇）



(別記2) 志木市役所庁舎内昼食販売申込書

志木市役所庁舎内昼食販売申込書

年 月 日

(宛先) 志木市長 香川 武文 様

(所在地) _____
 (店舗名又は氏名) _____
 (電話番号) _____

志木市役所庁舎内での昼食販売については、以下のとおり申し込みます。

店舗名 又は氏名		食品衛生 責任者名	
店舗 所在地	(〒 353) 志木市	店舗 電話番号	
販売 可商日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 (販売可能な曜日を○で囲ってください)		
販売 予定品	(弁当、パン 等)	金額設定	(300~600円 等)
担当者名		担当者 電話番号	
提出書類	<input type="checkbox"/> 志木市役所庁舎内昼食販売申込書 <input type="checkbox"/> 市税の完納証明書(原本) ※3ヶ月以内に発行されたもの <input type="checkbox"/> 食品衛生法に基づく店舗の営業許可書の写し <input type="checkbox"/> 損害保険加入に係る保険証券等の写し ※すべて提出必須		

下記の事項について了解します。

- 「志木市役所庁舎内昼食販売事業者募集要項」について十分理解し、承諾の上で申し込みます。
- 志木市役所庁舎内昼食販売事業者募集要項の「3 募集資格」に定める必要な条件をすべて満たします。
- 必要に応じて、市が市税等の滞納調査等を行うことに同意します。
- 販売事業者の決定に関して、志木市ホームページに販売事業者の氏名(法人の場合は法人名)等を掲載することに同意します。
- 以上の事項について、事実と相違することが判明したときは、市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

(別記3) 志木市役所庁舎内昼食販売可否決定通知書

志木市役所庁舎内昼食販売可否決定通知書

志 行 管 号
令和 年 月 日

様

志木市総合行政部行政管理課長

令和 年 月 日に申込みのあった志木市役所庁舎内昼食販売については、次のとおり決定したため通知します。

販売の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	販売許可番号	第 号
期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
販 売 日			
否とした理由			
【店舗名又は氏名】 【店舗所在地】 【食品衛生責任者名】 【食品衛生法に基づく営業許可】			

販売スケジュール

月	火	水	木	金

※販売スケジュールのとおり実施してください。
 ・市役所開庁日のみ
 ・午前11時30分から午後1時30分まで(準備及び片付けを含む)

(別記4) 「志木市役所昼食販売許可証」(行政管理課発行)

年度 志木市役所昼食販売許可証	
【販売許可 第 号】	
(店 名)	
販売日 (※市役所開庁日のみ)	月・火・水・木・金
食品衛生法に基づく 営業許可	午前11時30分から午後1時30分まで
年 月 日 行政管理課長	